

船橋市図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、船橋市図書館、公民館等図書室及び移動図書館（以下「図書館等」という。）における事業を円滑に実施するため、船橋市図書館条例施行規則第20条の規定に基づき、資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館等は「図書館の自由に関する宣言」の立場を尊重し、市民の知る自由を保障する機関として、市民の要求及び地域の実情を考慮し、教養、調査、研究、娯楽等に資する資料を、次の各号に基づき、組織的かつ系統的に収集するものとする。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集するものとする。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしないものとする。
- (3) 職員の個人的な関心や好みによって選択をしないものとする。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり紛糾をおそれて自己規制したりしないものとする。
- (5) 図書館等の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館等および職員が支持することを意味するものではないものとする。

(収集資料の範囲)

第3条 収集資料は、国内で刊行される資料を中心とし、各分野にわたり広く収集するものとする。

- 2 時代の変化に留意し、常に新しい情報を含む資料の収集に努めるものとする。

(収集資料の種類)

第4条 収集する資料の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 図書（一般書・参考図書・児童書）資料
- (2) 逐次刊行物（新聞・雑誌等）
- (3) 郷土資料
- (4) 視聴覚資料（映像資料・音響資料）

- (5) 障害者向け資料
- (6) その他

(各館の収集資料)

第5条 図書館等は、各施設の規模及び機能に応じた蔵書構成に留意しつつ、体系的な資料の充実を図るものとする。

- 2 図書館においては、次の各号に掲げる資料を収集するものとする。
 - (1) 市民の一般教養、実用、趣味及び娯楽等に資する資料
 - (2) 各分野の基礎的、入門的な資料
 - (3) 郷土資料
 - (4) 各分野の専門図書
 - (5) 参考図書
 - (6) その他、公民館等図書室及び移動図書館のサービスを補完する資料
- 3 公民館等図書室及び移動図書館においては、前項第1号、第2号及び第3号に掲げる資料を中心として収集するものとする。

(資料別収集方針)

第6条 資料別の収集方針は次のとおりとする。

- (1) 図書資料
 - ア 一般書は、市民の教養、調査、研究、娯楽等に資するため、基本的、入門的な図書のほかに、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集するものとする。
 - イ 参考図書は、市民の日常の調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌、地図等を幅広く収集するものとする。政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集するものとする。
 - ウ 児童書は、読書のすばらしさや楽しみを伝え、継続的な読書習慣の形成に資する幅広い分野の資料を収集するものとする。
 - エ 児童資料室資料は、昭和49年に寄贈を受けた1,688冊の児童文学及び児童文化に関する資料を基に創設された経緯を踏まえ、資料の拡充を図るものとする。
 - オ 外国語図書は、必要に応じて収集するものとする。
- (2) 逐次刊行物
 - ア 新聞は、主要な全国紙及び千葉県の代表的地方紙を中心に、専門紙、スポーツ紙及び海外の新聞等を収集するものとする。
 - イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に海外雑誌、児童及び青少年向けのものも含めて収集するものとする。専門雑誌及び

娯楽雑誌については、利用度及び必要度に応じて収集するものとする。

ウ 官報、県報は、継続的に収集するものとする。

(3) 郷土資料

ア 大化の改新以降の行政区域である下総、上総、安房の三国を基本とした地域の中世以降の資料を中心として収集するものとする。

イ 行政資料や郷土にゆかりのある著者の作品のほか、郷土に関する歴史、地理、自然、産業等、幅広い分野の様々な形態の資料を収集するものとする。

(4) 視聴覚資料

ア 映像資料は、歴史、地理・紀行、芸術等、幅広い分野から、記録的価値、芸術性等を鑑み、選択して収集するものとする。

イ 音響資料は、クラシック、ポピュラー、邦楽等の音楽及び落語や浪曲などの音楽以外の幅広い分野から、芸術性や資料的価値を鑑み、選択して収集するものとする。

(5) 障害者向け資料

視覚障害者等の利用に供するため、点字資料、大活字本、朗読 CD 及びカセットブック等を収集するものとする。

(6) その他

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 3 条に規定する図書館資料を補完するものは、必要に応じて収集するものとする。

（収集資料の選定）

第 7 条 収集資料の選定は、この方針に基づく職員の合議のうえ、船橋市西図書館の館長が決定するものとする。

（寄贈資料の収集）

第 8 条 資料の収集は、必要に応じて寄贈も活用するものとし、この場合についても、この方針を準用するものとする。

（委任）

第 9 条 この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、別に定める。

附 則

この方針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。